

# (仮称) 市民センター建設 市民懇談会

---

## 【第15回会議】

と き 令和 6年 5月 9日 (木)

ところ 福島市役所本庁舎 4階 庁議室

# 目次

1. 施設利用にかかる基本的な考え方について ..... 3
2. 予約方法（案）について ..... 4
3. 施設及び駐車場の使用料（案）について ..... 7
4. 使用料減免の取扱い（案）について .....11
5. 市民広場、エントランスホールの取扱い（案）について .....13
6. 連絡通路設置工事について .....14

# 1. 施設利用にかかる基本的な考え方について

---

現在、教育委員会において、「利用しやすく公平な」学習センターに向けて、利用機会や申請方法等の適正化を図るため、施設の利用申し込み方法等の見直しを行っております。

(仮称)市民センターにおきましても、それらとのバランスを図った利用・予約方法等とするものです。

## 2. 予約方法（案）について

---

（仮称）市民センターは複合施設であり、既存施設の利用者を含めた様々な利用者の皆様に、適切な利用機会を提供できるようにしたいと考えております。

また、申込みについても、利便性を高めるためこれまでの窓口での申し込みに加え、オンラインによる申請や決済も可能とします。

### （1）予約開始時における利用枠の設定

一般の利用枠（市民会館・敬老センターや、その他一般の利用者）と、中央学習センター登録団体の利用枠を設け、それぞれの利用者が一定の部屋を確保できるようにする。

### （2）利用枠の予約が確定後に空いている部屋は随時予約受付

利用枠の申込期間後、なお空いている部屋については、申込み順で随時予約が可能。

（すべての利用者が同じ条件で予約可能）

### (3) 予約のイメージ

【例】6月10日に利用する場合

区分	使用日の前々月						使用日の前月			使用月							
	4月						5月			6月							
	1	~	10	11	12	~	30	1	~	31	1	~	6	7	8	9	10
一般の利用者																	
	翌々月（6月分）の <b>抽選予約</b> 受付期間 ※学習センター登録団体を除く			抽選 処理		抽選 結果		予約確定期間									
中央学習センター登録団体																	
	翌々月（6月分）の <b>先行申請</b> 期間 ※中央学習センター登録団体に限り、申請可能			確認 日		一般申請期間 （使用日4日前まで） （使用日3日前）											
<b>使用日</b>																	

## (4) 一般利用枠及び登録団体利用枠について

### ① 一般利用枠

- ◆受付期間中（1日から10日）の予約が重複した場合は抽選を実施
- ◆学習センター登録団体の予約は不可

### ② 登録団体利用枠（先行申請）

- ◆中央学習センターの登録団体のみ予約可能
- ◆週1件まで予約が可能
- ◆予約希望が重なる場合は別途調整

### ③ 制限枠なし（一般申請）

- ◆予約は申込み順
- ◆週1件以上の利用を希望する中央学習センター登録団体の予約が可能  
（週2件を上限とする）

### 3. 施設及び駐車場の使用料（案）について

---

#### (1) 使用料算定の考え方

(R6.2.14 特別委員会資料より引用)

- ①施設のランニングコスト（フルコスト）を試算したうえで、利用可能時間の使用料収入でランニングコストを概ね賄える金額を想定。
- ②市内の他の公共施設と、時間や面積などの条件を合わせて金額を比較し、著しい差が生じないような額とする。
- ③調理室兼会議室は、会議室として利用できる設えとしているため、使用料も会議室並みとする。  
(調理台使用の場合は別途使用料徴収。)

※上記の考え方を基本として、使用料を検討。

## (2) 各部屋の使用料 (案)

○施設のランニングコストから算定される部屋の使用料

⇒ 1 m<sup>2</sup>、1時間あたり8～9円

部屋の面積により使用料を算定

概算使用料 (1回：3時間あたり)

8,600円程度 (大ホール) ～ 300円程度 (最小の会議室)

↓ 同じ面積・時間で比較した場合

- |                               |          |                     |
|-------------------------------|----------|---------------------|
| ・大ホール (約330m <sup>2</sup> )   | 8,600円程度 | (市民会館 第2ホール：9,600円) |
| ・204講義室 (約50m <sup>2</sup> )  | 1,300円程度 | (市民会館 404号室：1,100円) |
| ・調理室兼講義室 (約75m <sup>2</sup> ) | 1,800円程度 | (市民会館 調理室：1,700円)   |

※冷暖房使用料を加算せず、部屋の使用料に含む

※営利目的、入場料徴収の場合には記載の3倍の使用料とする



### (3) 附属設備の使用料 (案)

附属設備については、概算の取得金額や設備の耐用年数などから使用料を算定

#### ○附属設備の種類及び概算使用料

放送設備等（舞台照明、投影機器等含む）、視聴覚機器、調理室調理台等、  
展示用パネル、ピアノ、持込電気使用料など

例) 放送設備等                      600円 ~ 1,500円程度 / 1回 (3時間)

調理室調理台等                    400円程度 / 1台、1回 (3時間)

#### (4) 庁舎棟及び複合棟 駐車場の使用料 (案)

入庫時間	使用料
8:00~21:30	入庫後3時間は無料 それ以降は課金 (30分ごとに100円)  ※施設 (庁舎棟・複合棟) 利用者は、利用時間が3時間を超えた場合、その分の使用料の免除を受けることができます。
21:30~翌8:00	入庫直後より課金 (30分ごとに100円)

【参考】 市内公共施設における駐車場使用料

- ◆コラッセふくしま：30分無料、以降30分ごとに100円
- ◆古関裕而記念館：30分ごとに100円 (施設利用者免除あり)

## 4. 使用料減免の取扱い（案）について

---

### （1）使用料が減免となるケース

使用料が減免となるケースは下記のとおりを想定

- |                        |                |
|------------------------|----------------|
| ①市が主催または主体となって共催する場合   | : 全額免除         |
| ②市の共催により使用する場合         | : 1/2減額        |
| ③市の後援により使用する場合         | : 1/4減額        |
| ④中央学習センターの登録団体が使用する場合  | : 全額免除（回数制限あり） |
| ⑤その他公的団体（町内会など）が使用する場合 | : 全額免除         |
| ⑥障がい者団体等が利用する場合        | : 全額免除         |

## (2) 中央学習センター登録団体に対する免除について

《各地区学習センターと同様の取扱い》

### ① 減免の上限回数

登録団体は週1件の先行予約が可能である一方、登録団体以外の多数の利用者が想定されることから、利用のバランス等を考慮し、使用料の免除は週2件を上限。

※時期によって集中的に活動する必要がある場合など、教育委員会の判断により週2件を超える免除の取扱いを可能とする。

### ② 中央以外の学習センターの利用について

中央学習センターの登録団体が、市民センター以外の学習センターを利用する場合は原則、有料とする。

※登録学習センター以外の活動が必要である場合、教育委員会の判断により免除の取扱いを可能とする。

## 5. 市民広場、エントランスホールの取扱い（案）について

---

### (1) 市民広場、エントランスホールの貸出方法

公の施設（公共用財産）ではなく『庁舎』（公用財産）として位置づける

- ⇒ 市民が利用しやすいように、利用の申請様式や許可の条件、利用にあたっての禁止行為などを定めた管理規程を策定して、貸出を行う。  
使用料については、行政財産使用料条例を基に算定。

## 6. 連絡通路設置工事について

---

庁舎棟と複合棟を2階・4階部分で接続する連絡通路施工のため、4月15日から9月中旬まで、市道 浜田町・春日町線の交通を規制しながら工事を行います。

工事期間中は、庁舎棟（本庁舎）西側通用口についても、終日使用不可となります。

# (1) 工事の工程 (予定) について

